

固定資産評価審査申出とは

1 固定資産評価審査の申出とは

固定資産税の納税義務者は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合には、固定資産評価審査委員会に対して、文書で審査の申出をすることができます。

2 審査申出できる人 → 固定資産税の納税者又はその代理人

3 審査申出できる事項 → 固定資産課税台帳に登録された「価格」についての不服
(注)価格（評価額）以外の不服は、審査申出できません。

4 審査申出の前に・・・

審査申出をするに当たっては、税務課（土地係、家屋係）にて十分な説明を受け、どのように評価されているのか確認することをお勧めいたします。

固定資産課税台帳に登録された価格以外の、税額の算定や納税義務者の認定、税額の軽減措置などに対する不服がある場合には、この委員会に対する審査申出とは別に、市長に対して審査を請求することができる制度があります。詳しくは、税務課固定資産税担当にお問い合わせください。

5 審査申出の方法

審査申出をする場合は、「**固定資産税に係る固定資産評価審査申出書**」に必要事項を記入後、固定資産評価審査委員会（監査委員事務局内）に提出してください。申出書は3通作成し、正本、副本の2通を提出、1通を控えとしてください。

申出書は、固定資産評価審査委員会（監査委員事務局内）の窓口にも用意してあります。

6 審査申出ができる期間

固定資産課税台帳の縦覧期間の初日から**納税通知書を受け取った日後3か月以内**までの間が審査申出の受付期間です。

（縦覧後に価格決定又は価格修正があった場合は、その通知を受けた日後3か月以内）

また、固定資産評価審査委員会は、内容の審査に入る前に申出書が適法な形式を備えているかどうかを審査し、記載漏れ等の不備がある場合には、申出人に期限を定めて補正を求めることがあります。

7 審査の方法

審査の方法は、申出人と市長の双方から出された書類を基に、委員が審査し、判断する書面審理を原則としています。

固定資産評価審査委員会とは

市民、市税の納税義務者、学識経験者の中から、議会の同意を得て市長に選任された委員が、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を審査し、決定するために設置された中立的、専門的な第三者機関です。

8 審査の流れ

別紙「固定資産評価審査委員会審査の流れ」のとおりですが、概要は次のとおりです。

- (1) 不服の内容を審査する前に、必要な書類があるか、期間内に提出されたものであるかなど、審査申出書の形式審査を行います。
- (2) 形式審査の結果により、受理または却下を決定します。
- (3) 受理した申出書の副本を市長（評価庁）へ送付し、弁明書の提出を求めます。
- (4) 市長の弁明書の副本を審査申出人に送付し、反論書の提出ができることを通知します。（改めて弁明・反論が必要な場合は(3)(4)を繰り返します。）
- (5) お互いの主張が出尽くしたと固定資産評価審査委員会が判断するまで、上記のやりとりを繰り返します。
- (6) 固定資産評価委員会は、弁明書、反論書、実地調査、口頭意見陳述などを経て、審査の申出にかかる事案の適正な価格、（評価額）の適否を判断します。
- (7) 審査決定の内容を決定書にまとめ、審査申出人・評価庁に送付します。

9 審査決定

審査決定には、次の3つがあります。

- (1) 認容：審査申出人の主張の一部又は全部を認め、価格（評価額）を修正すること
- (2) 棄却：審査申出人の主張は評価額を修正すべき正当な理由にあたらなとして、主張を退けること
- (3) 却下：不適法な申出であることを理由に申出を退けること

審査決定の内容は、決定書として審査申出人及び評価庁の双方に送付します。

なお、審査決定に不服がある場合は、審査決定の取り消しを求めて訴訟を提起することができます。（出訴期間は決定書の送付を受けた日から6か月以内です。）また、審査申出を受け付けてから30日以内に審査決定が行われない場合も、訴訟を提起することができます。



お問い合わせ

固定資産評価審査委員会

柏崎市日石町2番1号 市役所 本館4階

電話番号：0257-21-2376